



厚生労働省における E B P M の実践の取組方針 及び取組状況について

令和 7 年度 第 1 回 厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会
(令和 7 年 12 月 10 日)

厚生労働省政策統括官付
政策立案・評価担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針(令和7年2月21日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 予算事業で行っている行政事業レビューにおいて、「基礎的なEBPM」を実践する。
- 行政事業レビューシートが、政策立案のプロセスを言語化、文書化して蓄積し、政策立案の質の向上につなげていくものであると正しく理解し、「過去の事実の説明」のみならず、政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用する。
- 画一的なやり方を当てはめるのではなく、事業の性格を踏まえたメリハリをつける等、合理的・効率的なやり方で行政事業レビューシートの作成を行う。
- 各府省は、自律的に行政事業レビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、府省内で優良事業改善事例の選定・表彰を行う。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・改善、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。

※前年度から大きな変更はない

厚生労働省における令和7年度の取組方針

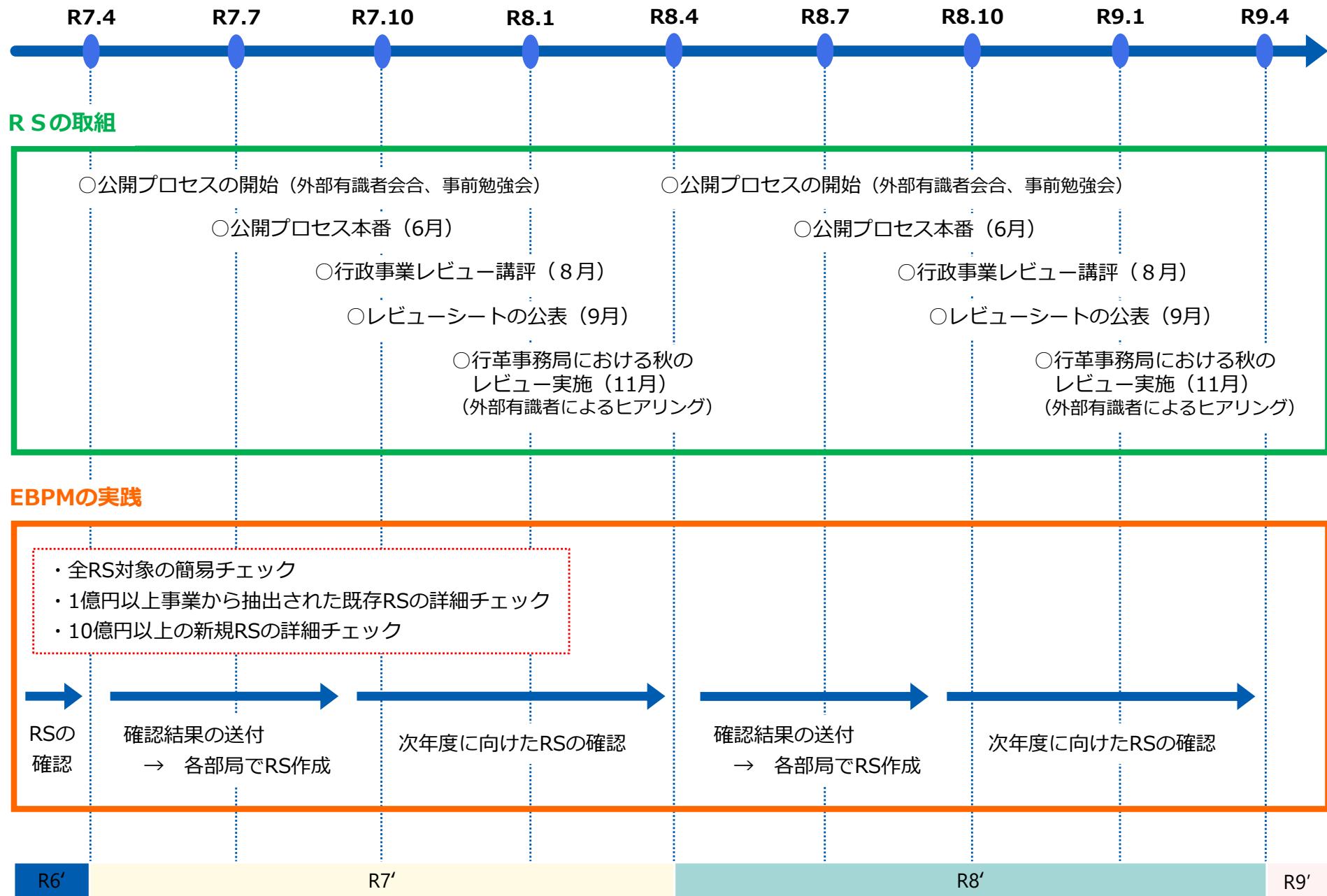
- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「基礎的なEBPM」を実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める※1。
 - ① 全ての行政事業レビューシートについて、品質管理を進める。特に、令和7年度に作成する予算要求に向けたレビューシートに関して
 - ・長期・中期・短期アウトカムが設定されているか、長期アウトカムの目標年度が適切に設定されているか。
 - ・「現状・課題」欄について、事業の目的に対応する形で具体的な問題を記載しているか、問題に対応する形で具体的な原因を記載しているか、現状をデータを用いて説明しているか。
 - ② さらに、来年度に向け、確認結果を踏まえた行政事業レビューシートの見直しを進める。
 - ③ 既存事業に関しては概算要求額が1億円以上の事業の中から選定した事業を、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象に、翌年度に向けた専門家による詳細な内容確認を行い、事業所管部局は当該内容確認の指摘事項を踏まえたレビューシートの見直しを行う。
- 優良事業改善事例の選定・表彰など、その他の取組について、行革事務局の方針に沿って対応していく。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する※3。

※1 行政事業レビューシートを活用し基礎的なEBPMを実践する担当者を対象に、4月から6月に「EBPM実践担当者研修」を必須研修として開催

※2 EBPMアクションプラン2024と関連する事業については、EBPMアクションプラン2024の内容と関連する行政事業レビューシートの内容を連携

※3 令和5年度までに実践事業に選定された事業については、令和7年度までフォローアップを実施、効果検証対象事業については令和8年度まで効果検証を実施予定

参考 E B P Mの実践のスケジュール



令和7年度のEBPMの実践にかかる各取組の概要について

EBPMよろず相談所

- ・ 毎週1回（10月以降は隔週1回）、1回あたり2時間、EBPMよろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関連する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行う。10月末までに17件の相談に対応。
- ・ 実施期間は令和7年4月22日（火）から令和8年2月末までの予定。

行政事業レビューシートの確認

- ・ 「EBPMアクションプラン2024」と関連する事業の行政事業レビューシートの「概要・目的」、「効果発現経路」、「点検・評価」の内容の整合性が確保されているかなどについて、委託業者による詳細なチェックを実施。作業期間は令和7年6月から8月。
- ・ 概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容について、委託業者による詳細なチェックを行う。作業期間は令和7年9月から令和8年3月上旬。
- ・ 全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIも活用し、職員による簡易チェックを行う。作業期間は令和7年12月から令和8年2月末。

令和7年度のEBPMの実践にかかる各取組の概要について

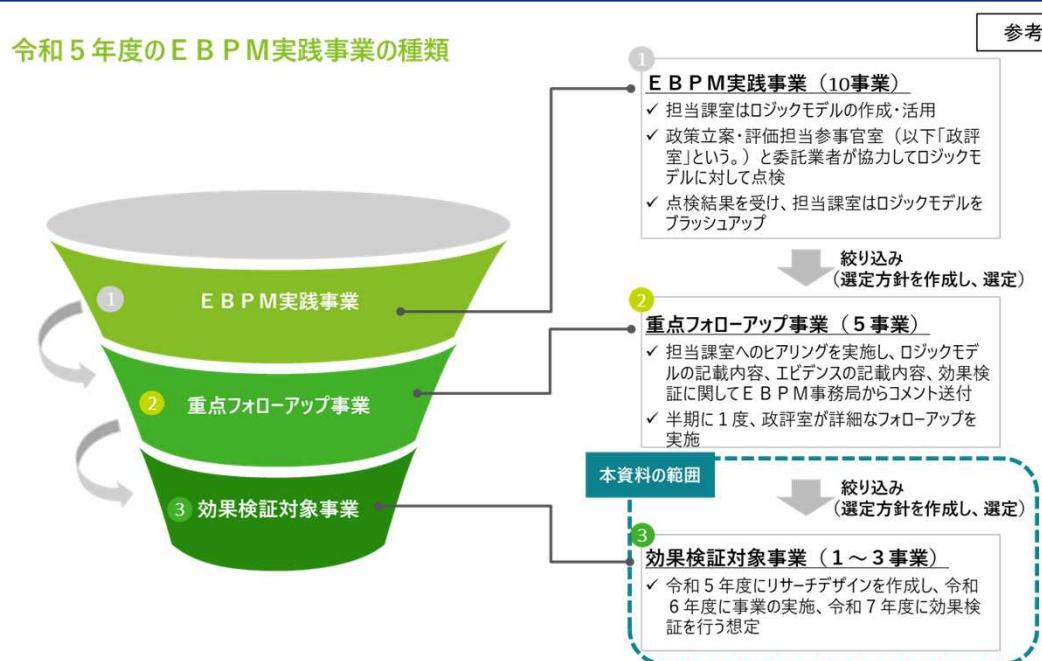
過年度の重点フォローアップ事業への支援・助言

- 令和5年度のEBPM実践事業から選定された5事業について、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について整理しコメントを行う。
- 実践年度から2年後まで、毎年6月と12月に実施予定(計4回)。

効果検証

- 令和7年度は「困難な問題を抱える女性支援推進等事業(社会・援護局)」について効果検証を行う。
- 残りの令和5年度選定の効果検証対象事業(2事業)については、データの取得や事業の実施状況等について取組状況の確認を行う。

令和5年度のEBPM実践事業の種類



EBPM実践事業数

総事業数	新規事業	モデル事業	大幅見直し事業	その他
10事業	2事業	2事業	2事業	4事業

EBPM実践事業一覧

※ ○ は重点フォローアップ事業。

事業名	
1	重症患者診療体制整備事業
2	A M R に関する臨床情報センター事業
3	医薬品等承認審査費
4	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
5	副業・兼業に関する情報提供モデル事業
6	労働者協同組合法の円滑な施行
7	戦傷病者福祉事業
8	地域包括支援センター等における I C T 等導入支援事業
9	フリーター等支援事業
10	医療系ベンチャー育成支援事業

令和7年度のE B P Mの実践にかかる各取組の概要について

E B P M研修

- 行政事業レビューシートの担当職員を対象として、行政事業レビューシートを用いて実施する「基礎的なE B P M」の実践に必要な知識の習得等を目的とするE B P M実践担当者研修をe-ラーニング形式で実施。実施時期は4月24日（木）から6月末。
- E B P Mに関する業務に従事している職員、E B P Mに関する基礎的な知識を習得してもらうための基礎研修（80分程度）をe-ラーニング形式で実施。実施時期は10月1日（水）～10月31日（金）。
- E B P Mの実践に取り組む職員、関心の高い職員等を対象として、政策・施策効果の考え方を始め、E B P Mに関する発展的な知識を習得してもらうための応用研修（3時間程度）を対面で実施。研修日程は10月22日（水）、10月29日（水）。